

令和5年度 延岡市立南中学校いじめ防止基本方針

延岡市立南中学校

# 延岡市立南中学校いじめ防止基本方針（案）

延岡市立南中学校

## はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校教育において、現在、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。このいじめは、見えないところで被害が発生しているものや、インターネットの動画サイトへの投稿など、ますます複雑化、潜在化する傾向にある。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められる。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、さらに「延岡市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する「南中学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

## も く じ

第1章	いじめの防止に関する本校の基本的な考え方	
1	いじめの定義	2
2	いじめに関する基本的な方針	2
(1)	いじめの防止に向けて	2
(2)	いじめの早期発見に向けて	3
(3)	いじめへの対処について	3
第2章	いじめの防止・早期発見・対処に関する事項	
1	組 織	3
2	いじめの防止に関する事項	3
3	いじめの早期発見に関する事項	4
4	いじめの対処に関する事項	4
5	ネット上のいじめへの対応	6
第3章	その他の留意事項	7
1	組織的な指導体制	7
2	校内研修の充実	7
3	校務の効率化	7
4	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	7
5	地域や家庭との連携について	7
6	関係機関との連携について	7
第4章	重大事態への対処	8

【参考】資料1～5

# 第1章 いじめ防止に関する本校の基本的な考え方

## 1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

### 【 具体的ないじめの態様の例 】

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれや集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。
- ※ 「いじめ」には多様な態様があることを認識し、生徒が心身の苦痛を感じていないか、生徒の表情や様子をきめ細かく観察し確認していく。
- ※ 犯罪行為と取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもとで、警察と連携した対応をとる。
- ※ 「いじめ」が解消している状態とは、「いじめに係わる行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）」と「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が認められた状態である。

## 2 いじめに関する基本的な方針

### (1) いじめの防止に向けて

- ① いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そのため、学校の教育活動全体を通じ、全生徒に「いじめは決して許されない」行為であるという認識を持たせる。
- ② いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、
  - ア 全生徒を対象に、いじめの未然防止の観点を持たせる。
  - イ 心の通う人間関係を構築できる生徒を育成する。
  - ウ いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を展開していく。
- ③ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる教育活動を展開する。
- ④ 全ての職員が法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようにするために、研修を行い教職員の資質の向上に努める。
- ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を行う。

## (2) いじめの早期発見に向けて

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であるので、
  - ア 生徒の些細な変化に気づく力を高める。
  - イ いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認していく。
  - ウ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって積極的に関わっていく。
  - エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施など、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

## (3) いじめへの対処について

- ① いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先する。いじめの解決に向けては、特定の教職員だけで抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応していく。
- ② いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

## 第2章 いじめ防止・早期発見・対処に関する事項

### 1 組織

いじめの防止・早期発見・対処等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会(兼：生徒指導委員会)」を設置する。  
なお、週1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

#### 【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、関係教諭(※)、スクールカウンセラー(※)、その他 (※は必要に応じて参加)

#### 【活動】

- 生徒に関する情報交換
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

### 2 いじめの防止に関する事項

#### ※ 資料1参照

#### (1) 生徒が主体となった活動

- ① 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。
  - ア 生徒会活動の充実
    - (ア) 生徒集会の実施
    - (イ) 意見を出し合い、よりよい生徒会活動を展開する。
    - (ウ) あいさつ運動、ボランティア活動の推進
  - イ 生徒が自己有用感、自己肯定感を持てる行事の企画・運営

## (2) 教職員が主体となった活動

- ① 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
  - ア 一人一人の実態に応じた「わかる授業」の展開
  - イ 職員相互の授業研究会の実施
- ② 教科や学級活動、道徳の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。
  - ア 教科や学級活動、道徳等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
  - イ 外部講師による講演会の実施
- ③ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進していく。
  - ア P T A総会での学校の方針説明
  - イ 学校だよりを活用したいじめの防止活動の報告・啓蒙
  - ウ 学校公開（オープンスクール）の実施
  - エ 家庭教育学級等の保護者を対象とした研修会の開催
- ④ いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を企画する。
  - ア 学期1回の人権学習の実施

## 3 いじめの早期発見に関する事項

- (1) いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多い具体的なサインを、教職員及び保護者と共有する。**※ 資料2・3・4参照**
- (2) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間（毎学期）を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指す。
- (3) いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に月1回以上アンケート調査を実施する。
  - ① 学校作成のアンケートの実施
  - ② 県下一斉のアンケートの実施
  - ③ Q Uの実施
- (4) いじめ不登校対策委員会（兼：生徒指導委員会）および、週1回の生徒指導に関する職員会（生徒理解）において、上記相談やアンケート結果のほか、教職員のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

## 4 いじめの対処に関する事項 **※ 資料5参照**

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ① 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
  - ② いじめられている生徒や情報提供した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
  - ③ いじめの事実について生徒指導主事、学年職員及び管理職に速やかに報告する。
- (2) 情報の共有
  - ① 情報を受けた生徒指導主事等は、関係職員といじめの経緯やその後の措置等についての共通理解を速やかに図り、役割を明確にし、連絡を取り合いながら行動する。
- (3) 事実関係についての調査
  - ① 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。
  - ② 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が延岡市教育委員会へ直ちに報告する。

#### (4) 解決に向けた指導及び支援

- ① 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図るとともに、必要に応じたケース会議を開催する。
- ② 学年職員と連携して組織的な対応に努める。
- ③ 専門的な支援が必要な場合には、延岡市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- ④ 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

##### **いじめられた生徒とその保護者への支援**

###### **【いじめられた生徒への支援】**

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

###### **【いじめられた生徒の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

##### **いじめた生徒への指導又はその保護者への支援**

###### **【いじめた生徒への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

###### **【いじめた生徒の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

###### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に对应していく。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 状況によっては、管理職が率先して対応する。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### (5) 関係機関への報告

- ① 校長は延岡市教育委員会への報告を速やかに行う。
- ② 生命や身体又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

#### (6) 継続指導・経過観察

- ① 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- ② 個別面談を行ったり、アンケート調査を行ったりして、継続して状況を確認していく。

## 5 ネット上のいじめへの対応

#### (1) ネットいじめとは

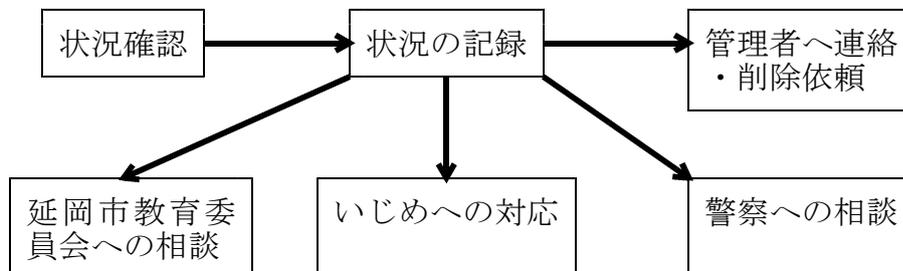
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

#### (2) ネットいじめの予防

- ① フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。  
(家庭内ルールの作成など)
- ② 教科や朝の会、帰りの会、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ③ 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話を実施する。
- ④ インターネット利用に関する職員研修を実施する。

#### (3) ネットいじめへの対処

- ① 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- ② 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

## 第3章 その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

### 2 校内研修の充実

本校においては、いじめ防止基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

### 3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### 4 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

### 5 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校運営協議会、学校評議員、地域との連携促進や、南中校区青少年健全育成協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

### 6 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

#### (1) 教育委員会との連携

- ① 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ② 関係機関との調整（含：延岡市青少年育成センター・延岡市オアシス教室等）

#### (2) 警察との連携

- ① 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ② 犯罪等の違法行為がある場合

#### (3) 福祉関係との連携

- ① スクールソーシャルワーカーの活用
- ② 家庭の養育に関する指導・助言
- ③ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

#### (4) 医療機関との連携

- ① 精神保健に関する相談
- ② 精神症状についての治療、指導・助言

## 第4章 重大事態への対処

- 1 いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が延岡市教育委員会を通して市長に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。
  - (1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ① 生徒が自殺を企図した場合
    - ② 精神性の疾患を発症した場合
    - ③ 身体に重大な**傷害**を負った場合
    - ④ 高額の金品を奪い取られた場合など
  - (2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ① 年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ② 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- 2 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。